

会議録

平成26年度第3回 藤沢市子ども・子育て会議及び
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

日時 2014年（平成26年）8月28日 14:00～16:00
開催場所 藤沢市保健所3階 大会議室
出席者 21名
傍聴者 2名
議題 (1) 教育・保育提供区域の設定及び確保方策について
(2) 子ども・子育て支援事業計画の素案について
(3) その他

<各議題についての委員からの意見・質問等>

■議事1 教育・保育提供区域の設定及び確保方策について

事務局 栗山より資料1-1、1-2により説明

○病児保育について。確保方策の内容として、現在実施している形態となっているが、希望としては、小児科などの医療機関と併設が多い。私には他市に住んでいる娘が二人いるが、二人とも働いていて、近くの小児科が病児保育をやっているため、どうしても仕事が休めない時、助かっている。藤沢市でも医療機関で是非、病児保育を進めていただきたい。（津久井委員）

→現在、藤沢市には病後児保育を実施している園が3カ所あるが、病児保育を実施している園は1園もない状況である。今後、5カ年の計画の中で1カ所でも施設を整備していきたいと考えている。ただし、小児科医、もしくは医療機関との連携が必要となる施設のため、病児保育が難しい場合、病後児保育を、もう1カ所増やしていきたいと考えている。（事務局）

○ファミリー・サポート・センター事業の中で病児・病後児の利用と記載があるが、現在、実施しているのか。（津久井委員）

→ファミリー・サポート・センターでは、病気のお子さんでも預かりが可能なまかせて会員がいた場合、お子さんを預けたい方とのマッチングで病児保育を実施している。その場合、預かる前に、医療機関で処方された薬を飲ませる等を保護者の方に行っていただく必要がある。（事務局）

○私自身も働いている時に、子どもが病気になり、苦勞したことがあるため、是非、医療機関で病児保育をするように進めていただきたい。(津久井委員)

○1つの事例としての話だが、国の子ども・子育て会議の委員に駒崎さんという方がおり、病児保育専門の訪問保育を実施しているNPO法人フローレンスをやられている。現在、病児保育協会も立ち上げられ、国家資格ではないが、病児保育認定スペシャリストという資格を作った。この資格は座学と病院での実地により取得ができ、私の会社でも1名が取得した。

施設型の病児保育という考え方もあると思うが、今、認可保育園の中で病児保育をやっているところも、なかなか入れない。私は、多様な保育スタイルで仕事をしている家庭を支援するという考え方から、今後の5年間で施設型の病児保育だけではなく、病児保育認定スペシャリストを取り入れた居宅訪問型の病児保育も併せて、計画に反映できるといいのではないかと思っている。実際に、私の会社では、訪問型の病児・病後児保育をやっており、薬は処方された薬のみ投薬し、そのことを記載した資料を保護者に確認後、サインをもらいベビーシッターが持ち帰るという方法で実施している。

時間帯など色々な状況が想定されるため、柔軟に対応できる方策を検討していくのも良いのかなと思う。(浅原委員)

○見込み数字について3点質問がある。1点目、資料1-2の3ページの一番下に、26年4月1日の実績として、家庭的保育13と記載してあるが、平成27年度からの5年間で、これが非常に増えていく計画になっている。家庭的保育について現在3カ所しかないが、地域型保育事業が最終的に500、600まで増えるのは、何か根拠があるのか。

2点目、放課後児童クラブについて、保育所が増えた分が仮に児童クラブにそのまま行った場合、見込みの人数に反映されているのか。もっと増える心配はないのか。また、今後5年間で1,000人以上受け入れを増やそうという計画になっているが、この施設整備は具体的にどのようなようになるのか。

3点目、ファミリー・サポート・センター事業について、確保方策の内容に現状の提供体制を維持して引き続き実施と記載されているが、需要調査の自由記入欄に、利用するまでの方法について問題があって利用しにくいという声が挙がっていた。それに対する対策は特になのか。特に地域型保育事業と関連して考えると、現在実施しているファミリー・サポート・センターは現状維持だが、現在実施していない地域型保育事業を増やしていこうというところが上手くいくのか心配がある。(小林委員)

→1点目について、資料に記載している地域型保育事業の内容は、家庭的保育

と定員 19 人以下の小規模保育事業が含まれている。平成 27 年度に 35 人という数字が記載されているが、これは 4 月に小規模保育事業の実施を計画している施設が 1 施設あるため、まず来年 4 月に 1 カ所小規模保育事業を開設していきたいと考えている。それ以降の年度の数字についても基本的には定員 19 人以下の小規模保育事業を増やしていく計画になっている。家庭的保育事業のみだけではなく、小規模保育事業を含めた数字となっている。

2 点目について、保育の数字と連動しているかという質問だが、独自に小学生の保護者の方に実施したアンケートの数字から量の見込みを導き出しているため、連動はしていない。なお、算出には児童の数の推計を使用している。また、整備計画について、条例で定める新しい基準での整備となるため、整備場所の検討が必要となり、現実的に確保方策に反映されるのは 2 年後の平成 29 年度以降となっている。(事務局)

3 点目のファミリー・サポート・センターについて、制度がない狭間を埋める事業として始まった事業であり、今後は延長保育などの保育体制の充実を優先的に実施していくことを考えているため、補完するものとして必要に応じて実施していくということで現状維持の数字を記載している。(須田委員)

○資料 1 - 2 の確保する人数について、例えば地区ごとの小規模施設数などの具体的なものがあるのか教えていただきたい。また、その数値は公表するのか。(瀬木委員)

→各年度、地区ごとの認可保育所・小規模保育事業の箇所数・定員数を積み上げて案を作成している。公表については、計画として公表する予定で考えている。(事務局)

○資料 1 - 2、7 ページの放課後児童クラブについて、どのような方策で増やしていくのか。市町村ごとに違いはあると思うが、藤沢市の場合は、現在どのようなところが運営していて、今後どのような施策を打っていくのか何かイメージがあれば教えていただきたい。(浅原委員)

→整備については、小学校区での整備となるが、整備の方法は現在検討中である。運営方法については、現在、藤沢市は公益財団法人みらい創造財団が 42 クラブ、社会福祉法人与学校法人が 3 クラブ、計 45 クラブ運営している。今後について、多数の整備となるため人材を育てて運営をしていくということが一番の課題となる。そこを一生懸命財団と協議させていただいているところである。今後も財団のノウハウを生かしていかに体制を整えていくのか整理している。(事務局)

○放課後児童クラブの今後について、例えば民間活力の検討もあり得るのか。
(浅原委員)

○民間化に関しては、私は反対の立場である。昔は親自身が施設を作って運営していたが、みらい創造財団に移って待遇もよくなった。そこが民間委託されることによって待遇が悪くなる可能性があると思うため、民間化は反対である。
(津久井委員)

○学童や保育園、幼稚園もそうかもしれないが、児童福祉法の規制を少しずつ緩和したりし、民間の活力などを皆さん考えられていると思っている。それは学童に関しても、同じである。私が知っている中ではNPOとかの学童でも素晴らしいところを沢山知っている。質や安全などは、必ずどこでも議論の的になる内容であり、危惧される部分も当然あると思う。だが、間近に迫っている問題について、少しでも前進させるためには、賛否あって当然だが、民間の活力の導入という部分の考え方も検討の中に入れてもいいのではないかと。(浅原委員)

○確保方策の内容について、全体的に具体性に欠けていると感じる。事業計画は具体性をもってはじめて明確になるため、具体的に述べないと読んだ側に不安を与える計画となってしまう。全ての確保方策の内容についてはもう少し具体的な記述をしていただきたい。

もう一点、児童クラブや保育園について、民間・NPO・みらい創造財団などいろいろあっていいのではないかと。この5年間という限られた期間の中で、確保すべき数があり、また利用者の視点に立てば選択ができるという意味において民間があってもよい。ただ、子どもの数は減っていくため、最終的には淘汰されていくのではないかと。質の担保に関しては詳しく議論すべきだと思うが、多様性という意味においては、私は一つの案として計画に入れることに賛成である。(新實委員)

○先ほどの説明の中で「一生懸命にやっております」ということが何回かあったが、具体的に一生懸命何をしているのか分からなかったため、もう一度説明をお願いしたい。(増田委員長)

→児童クラブについて、前回の会議で条例案もご説明させていただいたが、定員は40人以下、子ども一人当たり1.65平米以上というような基準が新たにできる。現在70人越えのクラブもあり、新しい基準に沿っていくと、おおよそ30クラブ増やさなければならない。藤沢市ではこれまで平成7年から現在のみ

らい創造財団である青少年協会で、児童クラブを一括で運営・管理し、どの児童クラブでも同じ様にサービスができるように行ってきた経過があるため、これまでの児童クラブの形態を維持していきたいと考えている。

場所等について、国は余裕教室を使って増やしていくという方向性を打ち出しているが、藤沢市では、特別支援学級や 35 人学級などに余裕教室を使っているため、余裕教室の活用という状況ではない。この 5 年間ではまず公共施設の複合化などがあれば児童クラブを入れてもらう等、なるべくこの 5 年間で待機児童を出さないでいきたいというところがあり、また、現在入っているお子さんを出すわけにもいかないため、5 年間の中で施設整備計画を作りつつ、運営をみらい創造財団と調整しながら、先ほど浅原委員からご提案されたようなことも踏まえ、いろいろな視点から児童クラブの拡充に努めていきたいと考えている。

なお、条例については 5 年間の経過措置を設けており、平成 32 年 3 月 31 日までの間で確保していくことを考えている（佐藤委員）

○放課後児童健全育成について、数の確保もあるが、今回学校を利用するなど、文科省と厚労省の仕組みを一緒にするというようなプランが出ている。そのようなことも市民の方に見えるようにして、数を増やすだけではなく、どのように中身を充実していくかというところも示す必要がある。

もう一点、いろいろな運営形態でやってみるということは悪いことではないと思う。（瀬木委員）

○資料 1 - 2、6 ページ子育て支援拠点事業に関連して、つどいの広場について、駐車場がないところがあるため、もっと住まいの近くにつどいの広場があれば利用する人がいるのではないか。

資料には平成 28 年度に子育てセンターを 1 カ所開設するとなっているが、ここはどこで、また、現在はどこの場所にあるのか。（津久井委員）

→子育て支援センター 4 カ所目については、(仮称) 六会子育て支援センターを六会市民センターの機能の一つとして設置する予定である。市民センターの隣のため、駐車場もある程度利用可能であると考えている。

なお、現在ある子育て支援センターは、湘南台子育て支援センター、藤沢保育園の中に藤沢子育て支援センター、辻堂駅前の C - X に辻堂子育て支援センターがある。湘南台子育て支援センターは湘南台文化センター内にあり、駐車場の利用が可能である案内をしているが、基本的には公共機関の利用をお願いしている。また、辻堂子育て支援センターは、民間ビルの 2 階にあり、駐車場はないが、駅から近いのでバスや電車での利用が多い。

つどいの広場について、善行地区に商店街の空き店舗を使用した善行つどいの広場がある。中里つどいの広場は、ふれあいセンター等と併設されているため、駐車場の利用が可能となっている。それ以外では、藤沢版子育て広場というものがあり、駐車場の利用は難しいが、ベビーカーで行けるような場所で7カ所実施している。

○駐車場があるところは、遠くからの来所が可能だが、お母さんたちが友達を作るには自宅から行けるような近隣の場所に必要である。つどいの広場をこれ以上どこかに増やすということはあるか。(津久井委員)

→今のところ増やす計画はないが、それに代わり子育て支援センターから遠い地域の方が利用できるよう、幼稚園や公民館で巡回子育て広場というのを実施している。また、保育課との協働で地域子供の家を使用し、月に1回相談事業も併せて行う子育てふれあいコーナーを実施している。近くに使える子育て広場的な事業が箇所数で言うと全体で41カ所ある。(事務局)

○月1回の子育てふれあいコーナーではなく、日常的に集える場があると、お母さんたちも集まりやすので、1週間に1回以上あるようなつどいの広場をもっと設けてもらいたい。(津久井委員)

→現在の親子で行けるような広場については、事務局から説明がありましたが、市全体での計画では、地域の縁側という施策的な名前を付け、子育て中の親子からお年寄りまでが世代間の交流ができるような交流スペースという施策をこれから始めようとしている。この施策は子育て世帯だけではないが、そういったものとも連携しながら、また、平成28年4月開所の六会子育て支援センターの利用状況を見ながら今後、つどいの広場も増やしていくかどうか検討をさせていただきたい。(佐藤委員)

○私の住んでいるところの近くで巡回子育て広場があったが、午後にやっていたため、子どもがお昼寝をする時間と重なり、ほとんど行かなかった。午前中やっていたらと助かる。(星委員)

→子育て広場の実施は、基本的に午前中がほとんどだが、保育園等を借りているため、保育園の昼休み後というかたちでの実施もある。施設上の状況によって様々だが、主に10時から3時くらいまで実施している。(事務局)

■議事 2 子ども・子育て支援事業計画の素案について

事務局 川口より資料 2 により説明

○ 1 点目だが、冒頭の 1・2 ページや 18 ページに、子ども子育て支援の意義に対してのコメントが書かれているが、18 ページの 1 番最初に記載されている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とするところが、1・2 ページではあまり打ち出されていないような印象がある。また、事務局の説明の中で、対応する人材を育成とあったが、社会に対しての有効な人材を育成するということではなく、子どもたち一人一人が幸せに生活して自分も他者も大切にというのが 1 番大事であるため、そのような事がもう少し明確に出るとよいのではないか。

もう 1 つだが、意義のところ、国の資料では、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならないというあたりで、載っており、この親の健全な気持ちというのはとても大事と 44 ページに書いてあり、その表現もいいと思うが、今読み上げたようなところが少し薄いという印象を受けた。1 番大事な基本的な意義のところに対して、子どもの利益が最優先であることとか、保護者を支えるのにあたって何が大事かというところをもう少し具体的に打ち出していただけると分かりやすいのではないか。

2 点目だが、表記の中で幼稚園と保育園、認定こども園というのがはっきり分けられているような感じがある。学校教育という表現を幼稚園でしているのが少し気になる。教育基本法の幼児期の教育というところでは、第十一章に幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び、地方公共団体は幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないと載っている、学校教育法はこの間改定された際、学校の位置に 1 番最初に幼稚園が入ったから、資料 2 の学校教育法という表現になっているとは思いますが、この学校教育法の中でも第二十二條では、幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。そして第二十三條に、幼稚園における教育は、前條に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。というあたりで載っている。教育と保育というものを切り離して表現するというのは、早期教育の誤解を招くのではないか。そ

して国の表現の中でも学校教育という表現をしているところもあるが、子ども・子育て支援の基本指針では、幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要と記載してある。このようなことから、学校教育という表現を少し考えていただきたい。

3点目だが、自立という表現について、45ページの子どもの自立性や社会性を育む機会というところと、50ページや51ページに、若者一人一人の自立、若者の自立を支援するという表現が載っているが、自立の支援というのは最終的にとても大事なことであるが、一人で立つということの前にはしっかりと基本的信頼感や自己肯定感を育むことが大切であり、それがあまり見えてこない文章である。45ページの子どもの自立性というところは一人で立つ前には自分を律する自律というものがあり、その自分を律する自律があってそこから先が自分で立つ自立となるが、最初から自分一人で立っていかなければいけないような印象を受けたため、表現について提示させていただきたい。(國尾委員)

○私も同じ様な意見だが、前回の会議で「なるほどBOOK」が参考資料としてあり、この冊子の3ページに幼稚園は小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校、保育所は就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設と記載されている。しかし、これが正確な情報ではなく、これを見た人は誤解をするのではないか。素案の中で、いろいろな箇所教育と保育が別になっているが、保育の中には、教育の部分も含まれているということを明記していただきたい。(津久井委員)

→子どもを育てる環境を作るということでは、皆さん同じ方向を向いていると考えている。18ページに記載した理念の1番目、先ほど委員からご指摘をいただいた「子どもの最善の利益が実現をされる」という部分が1番大事であると考えており、1番最初に記載をさせていただいた。今回、素案を提示し、貴重な意見として受け止めさせていただきたい。いろいろなご意見をいただく中で、藤沢市の子ども、それから若者が健やかに育っていくことができる実効性のある事業計画にしていきたい。(事務局)

○私の方から国の考え方を説明させていただきます。先ほど委員がおっしゃったように、質の高い幼児期の学校教育という言葉が繰り返し使われている。国のいろいろな施策が平成24年の6月までは、幼稚園も保育所もすべて総合こども園へという流れだったものが急遽変わり、新たに幼保連携型認定こども園

を推進していこうとなった。平成 18 年に日本では画期的だったが、それまでの幼稚園、保育所という二元体制から、新たな法律の基に初めて幼稚園、保育所が一体となる認定こども園ができたわけだが、この法律が二元体制のまま一体化したため、いろいろと不都合な課題がある法律であり、数も増えず運営上もいろいろな課題があった。新たな幼保連携型認定こども園は学校であるという位置付けであり、先ほど教育基本法から始まって、学校教育法のご説明がありました。ご説明の通りであります。幼稚園について、学校教育法では小学校以降の子どもと異なる発達の特性を考えて、保育という言葉を使っているが、文科省はここ数年、教育という言葉非常に強く言っていた。一方、保育所は昭和 40 年から養護と教育が一体となってということで行ってきた。幼保連携型認定こども園の保育、教育の基本となる要領の検討会の中でも、法律つまり学校教育法に基づく幼児期の教育と、児童福祉法に基づく保育に基づいて行うため、非常に分かり難い。一般市民が言葉を聞いた時、何をイメージするのか、先ほど委員ご指摘のような心配な状況になる可能性があり、また、既にそのような状況が少し出てきている。できるだけ国が示しているものが法律的な意味で使っているという解釈のもとに、その本質が何を言おうとしているのか、誤解が生じないように進めていくことが重要である。子どもの最善の利益という言葉が、今回新たに策定した教育保育要領、また、平成 12 年施行の保育所保育指針でも記載されており、そのような真意をしっかりと伝える必要がある。ただし、子育てというところは、今この時点が大事であり、いろいろな選択肢を可能な限り準備することが必要である。一方、質の確保をどのように行うのかという両面の検討をぜひお願いしたい。(増田委員長)

○現在、お母さんたちの相談を受けている中で感じる事は、新制度のこともよく分からないし、どのように変わっていくのか分からないが、子どもを預けた方がいろいろなサービスも受けられてよいのではないかと話しているお母さんがかなりいる。かなり誤解を生んでいて、子どもの最善の利益ということで、自分で子育てをしている人に対しても支援をしていくということをもう少しこの会議の中で深めていく必要があるのではないかと。子ども・子育て会議の中で、5割から6割いる専業主婦の方たちのサポートも忘れてはならないし、次世代育成の流れを継承していることから、もう少しその議論を深めていく議題がこの中にあるのではないかと。(有田委員)

○先ほど言葉が問題となったが、子どもの健全育成や教育、保育など成果がなかなか計り知れないところが多く、文章にすると難しく抽象的になってしまう部分も出てくるのではないかと。

また、この計画を5カ年いろいろな意味で量と質の観点で表していくと思うが、この会議では実際に計画通りに行くのか、質の低下はないのか等の意見を出し合っていくことも大事である。

また、保育園、幼稚園など新しい制度で新しいサービスを提供していかなければならない部分があり、雇用の問題が必ずある。新しいサービス提供に伴い、長い時間働いていただくことが可能か、またその費用がまかなえるのか等の問題もあるのではないか。放課後児童クラブについては、例えば現在70人の児童クラブを35人ずつ2つに分けて運営にした場合、運営側としては余計に費用がかかることとなる。新制度については、事業計画に対して、そこに投入する資金が必要となるため、そこも併せて考える必要があるのではないか（梶ヶ谷委員）

○いろいろな言葉が出てきた中でどれも非常に大切であり、1つの部署で解決していくことが出来るものではなく、いろいろな部署が関連することにより、未来を担う子どもたちのために少しずつ実現できていくのではないか。小学校では、幼稚園、保育園、小学校、中学校、幼保小中連携という活動を強くしていこうという動きがあり、幼保小中の作品を持ち寄って意見を交換するというものもしている。そのようなところでは、幼保小中の関係者だけではなくて、保護者・地域・学校という三者連携も深めようということで、繋がりながら子どもたちのためにというようにやっており、これからも続けていければなど思っている。とにかく一丸となり地道に続けることが、子どもたちのためということになると改めて感じた。（小泉委員）

○子どもの情報が幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校と連携し受け継がれていくことにより、早い段階での問題解決が可能となるのではないか。また、1番の問題は義務教育である中学校を卒業してから20歳くらいまでが非常に大事な期間であるため、20歳半までに自立するような仕組みが必要と感じる。（秋田委員）

○地域全体が子育てに意識を持つということが大事なのではないか。家庭の中での子育て教育をどのようにしていくかを1つの視点として踏まえる必要もあるのではないか。

また、計画案について、基本構想の中では障がい児の対応が入っているが、例えば、基本的目標の1つにある障がい児数の把握がない。さらに、障がい児の放課後支援を児童クラブで実施しており、進んでいることは知っているが、児童クラブにも関われない重度の障がい児もいる。その方たちの放課後支援が白

浜など数箇所できてきたが、今後の展開について、課題の項目の中に記載がない。基本目標の中に援助が必要な児童への取り組みの推進とあるが、数値や確保等について、放課後を支援するための施設作り、支援体制作り等の記載がない。他に障がい者支援計画があるが、その計画で事業の進捗管理をし、子ども・子育て支援事業計画では障がい児のことを記載しないとするならば、基本構想への記載もしない方がよいのではないか。基本構想への記載があるため、数値等について気になる方がいるのではないか。(金井副委員長)

○幼稚園、保育園に行っている方はいろいろなサービスを受けられるが、家庭で子育てをしているお母さん達にもう少し日を当てていただきたい。どこに相談していいかわからない等もよく聞き、情報について分かりやすく伝えていただきたい。私は、母と子がもう少しつながった生活ができるように皆でサポートしていきたいと思う。(中田委員)

○学校教育と保育の表現について、昨年ニーズ調査のアンケート案の時にも同じような議論があったが、制度上の言葉であると違う印象を与える場合がある。誤解が少なくなるような表現を是非、お願いしたい。(瀬木委員)

○「子ども・子育て支援新制度」市民説明会の開催について。9月15日に湘南NDビル、10月4日に長後公民館で実施する。
家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。前回の会議で示した基準の中にある家庭的保育事業、小規模保育事業のC型、居宅訪問型保育事業の保育従事者について一部変更した。
次回の開催について。議題を「子ども・子育て支援事業計画案」などとし、10月ごろに開催予定である。(事務局)

以上